

台東区建築物環境衛生指導要綱

平成6年2月21日

台環保発第39号

(目 的)

第1条 この要綱は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）に基づき、多数の者が使用又は利用する建築物の環境衛生向上のために必要な事項を定め、建築物の所有者等及び居住者等の協力により、快適で健康的な生活環境の確保を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 法第2条に規定する特定建築物以外の建築物で、多数の者が使用又は利用するものをいう。
- (2) 所有者等 建築主並びに建築物の所有者及び維持管理について権原を有する者をいう。
- (3) 居住者等 建築物の区分所有者又は占有者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当する建築物を建築する場合は、第6条に定める建築物環境衛生設備項目について事前に区と協議し、設備の整備に努めるものとする。

- (1) 敷地面積が300㎡以上のもの
- (2) 住戸の数が15以上の集合住宅（他の用途との併用を含む。）

2 所有者等は、第7条に定める建築物環境衛生管理項目に従って良好な環境衛生の確保に努めるものとする。

(居住者等の責務)

第4条 居住者等は、第7条に定める建築物環境衛生管理項目に従って良好な生活環境の保持に努めるものとする。

(区長の責務)

第5条 区長は、所有者等及び居住者等の理解と協力のもとに、この要綱の目的の達成のため、この要綱の趣旨及び内容について周知するとともに、適切な指導を行うものとする。

(建築物環境衛生設備項目)

第6条 建築物環境衛生設備項目は、次のとおりとする。

- (1) 給水設備
- (2) 排水設備
- (3) 空気調和・換気設備
- (4) 廃棄物保管場所
- (5) 化学物質（ホルムアルデヒド等）対策
- (6) 前各号のもののほか環境衛生に関する設備

(建築物環境衛生管理項目)

第7条 建築物環境衛生管理項目は、次のとおりとする。

- (1) 管理体制に関すること。
- (2) 建築物環境衛生設備項目に掲げた設備の維持管理に関すること。
- (3) 飲料水の管理に関すること。
- (4) 排水の管理に関すること。
- (5) 室内空気環境の管理に関すること。
- (6) ねずみ等の防除に関すること。
- (7) 廃棄物等の取扱いに関すること。
- (8) 前各号のもののほか環境衛生に関すること。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、要領で定める。

付 則

この要綱は、平成6年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。